多数の者により随時に購入可能なものを除く。）その他の方法により助言を行うことを約し、当該金融商品取引業者がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を当該金融商品取引業者と締結している者又は当該投資判断に関し、当該方法により助言を行うことを約し、当該者がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を当該者と締結している者

四　令第十五条の十の七第三号及び前三号に掲げる者の役員又は使用人

五　令第十五条の十の七第一号及び第二号並びに前三号に掲げる者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

第十六条の六各号を次のように改める。

一　令第十七条の十二第一項第三号から第五号まで、第八号、第九号、第十二号、第十四号又は第十五号に掲げる者

二　その取得する出資対象事業持分（法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利をいう。以下同じ。）に係る私募又は私募の取扱いの相手方であって、第二百三十三条の三各号に掲げる者

第二十条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第七条第三号の二に掲げる事項について変更があった場合（電子取引基盤運営業務を行うこととなった場合に限る。）次に掲げる書類

イ　電子取引基盤運営業務を管理する責任者の履歴書

ロ　電子取引基盤運営業務を管理する社内規則

ハ　電子取引基盤運営業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類及びその添付書類

ニ　第八条第六号ト(9)に掲げるものに関する届出者と特別の利害関係のない者の評価書

第二十一条中「書類」の下に「及び前条第一項第五号に定める書類（内容に変更のあるものに限る。）」を加える。

第三十三条第二項中「（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。次条及び第百二十五条の七第二項第二号において同じ。）」を削る。

第五十一条第一項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　第四十四条第四号の二に掲げる事項について変更があった場合（電子取引基盤運営業務を行うこととなった場合に限る。）次に掲げる書類

イ　電子取引基盤運営業務を管理する責任者の履歴書

ロ　電子取引基盤運営業務に関する社内規則

ハ　電子取引基盤運営業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類及びその添付書類

ニ　第四十五条第七号リに掲げるものに関する届出者と特別の利害関係のない者の評価書

第五十二条中「書類」の下に「及び前条第一項第六号に定める書類（内容に変更のあるものに限る。）」を加える。

第七十九条第三項中「（法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利をいう。以下同じ。）」を削る。

第八十七条第一項に次の一号を加える。

四　第百二十九条第一項第三号又は第四号に掲げる行為を行う場合にあっては、その旨

第百二十三条第一項第二十八号中「平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百三十条の二第一項」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第二百三十三条の二第四項第二号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この号及び第二百三十三条の二第四項第二号において「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十条の二第一項」に、「存続厚生年金基金（特定投資家を除く。）」を「特定投資家以外の存続厚生年金基金（平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）」に改め、同項に次の一号を加える。

三十　適格機関投資家等特例業務において、出資対象事業への出資を行っている適格機関投資家が特例業務届出者の子会社等である適格機関投資家のみであることその他の事情を勘案して法第六十三条第一項各号に掲げる行為を適切に行っていないと認められる状況

第百二十五条の五第二項第四号中「ものをいう」の下に「。第二百三十八条第一号及び第二百四十一条第一項第十号において同じ」を加える。

第百二十五条の七第二項第二号中「令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。以下この号において同じ。」を削る。

第百二十九条第一項第二号イ中「(2)」を「（以下この号から第四号まで」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用（適格機関投資家等特例業務（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為であって、当該行為に係る出資対象事業持分が令第十七条の十二第二項に掲げる要件に該当するものに限る。第百三十四条第一項第三号において同じ。）を行うものに限る。次号において同じ。）を行うこと。

イ　個別の取引ごとに双方の運用財産の全ての権利者に取引説明を行い、当該全ての権利者の有する出資対象事業持分の三分の二（これを上回る割合を定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数の同意を得たものであること。

ロ　対象有価証券売買取引等であって第三項で定めるところにより公正な価額により行うもの又は不動産信託受益権に係る売買であって合理的な方法により算出した価額により行う取引であること。

四　次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ　個別の取引ごとに双方の運用財産の全ての権利者に取引説明（当該取引に係る価額の算出方法を含む。）を行い、当該全ての権利者の有する出資対象事業持分の三分の二（これを上回る割合を定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数の同意を得たものであること。

ロ　対象有価証券売買取引等又は不動産信託受益権に係る売買でないこと。

第百二十九条第二項中「前項第一号ロ」の下に「、第三号ロ及び第四号ロ」を加え、同条第三項中「第一項第一号ロ」の下に「及び第三号ロ」を加える。

第百三十四条第一項第二号ハ中「次号ハ(2)」を「次号ニ(2)」に、「同号ハ(2)」を「同号ニ(2)」に改め、同項第三号ロ中「及び金融商品取引行為の相手方の商号、名称又は氏名」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　金融商品取引行為の相手方の商号、名称又は氏名（適格機関投資家等特例業務に係る出資対象事業持分に係る契約に当該相手方から同意を得られない場合は当該相手方の商号、名称又は氏名の記載を要しない旨が定められている場合において、当該同意を得られないときを除く。）

第百三十四条第三項中「権利者（投資一任契約の相手方に限る。）が存続厚生年金基金又は国民年金基金である場合にあっては、三月」を「次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間」に改め、同項に次の各号を加える。

一　権利者（投資一任契約の相手方に限る。）が存続厚生年金基金又は国民年金基金である場合　三月

二　権利者（適格機関投資家等特例業務（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に限る。第五項第四号において同じ。）に係る契約の相手方に限る。）が令第十七条の十二第二項に掲げる要件に該当する権利を有する者である場合であって、当該契約の契約書に対象期間が記載されているとき　一年

第百三十四条第五項に次の一号を加える。

四　適格機関投資家等特例業務を行う場合であって、当該適格機関投資家等特例業務に係る契約の相手方が特定投資家である場合

第百七十四条の次に次の一条を加える。

（説明書類の縦覧）

第百七十四条の二　法第四十六条の四の規定により金融商品取引業者が説明書類をインターネットの利用その他の方法により公表する場合には、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

第百八十三条第一項中「又は事務所」を「若しくは事務所」に、「、法第四十七条の三」を「法第四十七条の三」に改め、「供し」の下に「、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表し」を加える。